

バス、タクシー、トラック等運輸安全事業者の安全、安心な運行管理を支援するために
非接触型点呼・屋内リモート点呼システムパッケージ
『ソーシャルディスタンス点呼システム (SD点呼システム)』販売開始

飲酒運転根絶および交通事故ゼロ社会に向けて IT 点呼システムを開発する東海電子株式会社(本社：静岡県富士市 代表 杉本 哲也)は、この度、コロナ禍における新たな点呼製品として、『ソーシャルディスタンス点呼システム (SD点呼システム)』の販売を開始致します。

記

1. 背景

2020年4月以降、国土交通省およびバス、タクシー、トラックの業界団体等は、コロナ禍を受け、「点呼」に関して適切な距離を置く等のガイドラインおよびマニュアルを提示しています。

<p>バス、タクシー、トラック協会 ガイドラインの「(8) 運転者に対する点呼」より (*1)</p>	<p>全日本トラック協会新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル【本編】より</p>
<ul style="list-style-type: none"> 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。 ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌 3 することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器 を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する 	<div data-bbox="842 1160 1393 1917"> <p>6. 運転者に対する点呼【ガイドライン(8)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対面点呼では、適切な距離を確保する <input type="checkbox"/> アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置及び、換気を徹底する <input type="checkbox"/> 運行管理者はマスクの着用と、点呼前後の手洗いを徹底する <input type="checkbox"/> ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）が出来ているかを確認する <input type="checkbox"/> 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調を確認する <input type="checkbox"/> 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする <p>アルコール検知器をこまめに除菌することや、複数の携帯型アルコール検知器を使用する</p> <p><small>*23ページ Q&Aの3において、新型コロナウイルスに対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項を参考してください</small></p> </div>

また、令和2年5月に決定した国土交通省の補正予算

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339698.pdf>

においても、

「(2) 非接触・リモート型への転換

・港湾へのライブカメラの設置による検疫時等の情報収集能力の向上

・ICTを活用した自動車運行管理等の非接触化・リモート化

とあるように、対面点呼の非接触化・リモート化についての調査・補助事業が行われることとされています。既に応札事業者が決まっており、調査事業の準備が始まっています。

2. 非接触対面点呼を実現するソーシャルディスタンス点呼システム

当社では、過去10年にわたりトラックをはじめとする運輸事業者向けに「IT点呼・対面点呼システム」を提供してきました。本製品は「対面点呼実施・録画・電子点呼記録簿作成機能」を備えており、同一屋内（室内）において、ソーシャルディスタンスを確保できる新たな対面点呼システムの形態としてご活用いただくべく、新たに販売パッケージ化を致しました。

従来型対面点呼	ソーシャルディスタンス点呼(SD点呼システム)
	 <p data-bbox="868 1357 1353 1435">同一室内でローカルネットワークを使い 対面点呼アプリケーションで点呼実施</p>

3. 非接触対面点呼を実現するソーシャルディスタンス点呼システムの価格

1) 検知器セット価格（本体部分）

ソーシャルディスタンス点呼システム (SD点呼システム)	
免許証認証&アルコール検知器部分	点呼アプリケーション (2PCライセンス分)
	 <p data-bbox="868 1951 1027 1982">ドライバー側</p> <p data-bbox="1187 1951 1347 1982">点呼執行者側</p>
398,000 円(*2)	188,000 円 (*3)
合計 586,000 円	

*2・3 本価格に、保守契約、作業費、送料は含まれておりません。詳細は別紙価格表をご確認ください

ださい。

*3 すでに ALC-PRO II をお使いのお客様は、この価格で「ソーシャルディスタンス点呼システム」化出来ます。

○出荷開始：2020年12月1日

<*1>

○バスにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）

<http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf>

○タクシーにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）

<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13>

○トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）

<https://www.jta.or.jp/info/coronavirus/guideline2nd.pdf>

東海電子株式会社 営業企画部

東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第3ビル 203

E-mail: info@tokai-denshi.co.jp

東海電子コーポレートサイト : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

東海電子公式ECサイト : <https://shop.tokai-denshi.co.jp/>

東海電子メディアサイト : <https://transport-safety.jp/>

2020年12月1日



ソーシャルディスタンス点呼システム 価格表

品名： ソーシャルディスタンス点呼システム <このシステムを運用する際は、下記のアルコール検知器ALC-PRO II 1式が必要となります>

項番	種別	販売品目	商品コード	定価(消費税抜)	備考
1-1	基本	ソーシャルディスタンス点呼システム ※1	9040-8201	¥188,000	
1-2	基本	Tenko-PRO保守契約 ※2	9140-1000-00	¥48,000	
1-3	基本	初期セットアップ	9010-9003	¥18,000	
1-4	基本	送料	9099-0002	¥1,000	
1-5		合計		¥255,000	

品名： アルコール検知器ALC-PRO II (Ver.4.0) <もしALC-PRO IIをお持ちでない場合は、下記費用が追加が必要となります。>

項番	種別	販売品目	商品コード	定価(消費税抜)	備考
2-1	基本	ALC-PRO II (Ver.4.0)	9010-9001-40	¥306,000	
2-2	基本	保守校正特別契約II	9010-9205-00	¥98,000	
2-3	任意	専用マスク 25個入	9010-9041	¥4,500	この項目は、必須ではございません。
2-4	任意	呼気フィルター(5個入り)	9010-9037	¥4,000	この項目は、必須ではございません。
2-5		合計		¥412,500	

ソーシャルディスタンス点呼システム & ALC-PRO II 総計： ¥667,500

※1 ソーシャルディスタンス点呼システム機器構成

Tenko-PRO 2 ソフトウェア2式及びTenko-PRO 2 アクセサリーセット2式のセットとなります。
尚、このシステム1式は特別価格として、通常定価326,000円から138,000円のお値引きとなっております。

※2 Tenko-PRO保守契約

- ①システムに関する技術・運用上の電話・ファックス・E-Mailでの照会・問合せに対する回答
- ②故障・損傷発生時、代替機（無償）を発送し、引取メンテナンスを行うこと。※保守契約書にて但書あり
- ③システムが故障した場合、お客様からシステムの発送を受け修理を行うこと。※保守契約書にて但書あり
- ④無償ソフトウェアバージョンアップ
- ⑤ご購入から2年目以降は、販売品目：Tenko-PRO保守契約、商品コード：9140-1000、価格：定価（契約額）
での、弊社からユーザー様への直接請求となります。

**コロナ禍における、安全、安心な
点呼の実現のために**

**ソーシャルディスタンス点呼システム
(SD点呼システム)**

www.tokai-denshi.co.jp

2020.12.01

2020年12月現在のコロナの状況

<2020年12月9日 厚生労働省による新型コロナウイルス感染者数>

*発生状況（12月9日0:00現在）

	PCR検査 実施人数 ※3	陽性者数	入院治療等を要する者の数		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中 ※4
				うち重症者の数			
国内事例 ※1, ※5 (チャーター便帰国 者を除く)	3,493,092 (+40,060)	164,203 (+2,148)※2	22,412 (+225)	555 (+19)※6	139,124 (+1,608)	2,419 (+38)	314 (+46)
空港検疫	348,603 (+1,775)※7	1,622 (+6)	138 (-14)	0	1,483 (+20)	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	3,842,524 (+41,835)	165,840 (+2,154)※2	22,550 (+211)	555 (+19)※6	140,622 (+1,628)	2,420 (+38)	314 (+46)

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_1

更に米疾病対策センター（CDC）からの発表では、改めて新型コロナウイルスの感染経路に関する指針を改定し、「『空気感染』で広がることもありうる」との指摘も。

点呼の法的解釈 令和元年10月31日 貨物自動車運送事業輸送安全規則

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

対面の定義は、どのような解釈になるのだろうか。

酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を確認できる点呼の要件とは。

③ 点呼

1 点呼の実施

ポイント

1. 点呼は、運行上やむを得ない場合を除き、対面で実施することが基本である。
2. 点呼には、乗務前点呼、乗務後点呼及び乗務途中点呼（以下「中間点呼」という。）があり、各々その実施内容が定められている。
3. 点呼時は、運転者に対し報告を求め、安全確保に必要な指示を出すだけでなく、酒気帯びの有無を確認しなければならない。その際、事業者は、酒気帯びの有無を目視等で確認するだけでなく、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければならない。
4. 対面による点呼（乗務前、乗務後の両方）を行うことができない場合は、乗務前、乗務後のほか、乗務の途中で少なくとも1回の点呼を行うことが義務付けられている（2泊3日以上の運行の場合）。この場合は、「運行指示書（正）（副）」を作成し、運転者に「運行指示書（正）」を携行させなければならない。
5. 運行計画に変更が生じた場合、運行管理者は変更内容を「運行指示書（副）」に記入するとともに運転者に指示を行う。同時に運転者は、変更内容を「運行指示書（正）」に記入するとともに「運行指示書（正）」を携行する。
6. 事業者は、酒気を帯びた運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。また、運転者も、酒気を帯びた状態にある時は、会社に申し出なければならない。

解説

1 点呼とは

運行管理者は、乗務前点呼を実施し、運転者から本人の健康状態や酒気帯びの有無、日常点検等の報告を求め、それに対して安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。乗務終了後には乗務後点呼を実施し、乗務した自動車、道路、運行の状況、酒気帯びの有無、ほかの運転者と交替した場合には、交替運転者との通告について報告を受けなければなりません。しかし、乗務前、乗務後のどちらかが、やむを得ず対面で点呼ができない場合は、電話その他の方法で点呼を行います。

また、長距離運行等により乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない場合は、乗務の途中で少なくとも1回電話その他の方法により点呼を実施しなければなりません。

・「**運行上やむを得ない場合**」とは、遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前または乗務後の点呼が営業所において対面で出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が離れているとか、早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は該当しません。

・「**その他の方法**」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しません。また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってははいけません。

全日本トラック協会
運行管理業務と安全マニュアルより

6. 運転者に対する点呼 【ガイドライン(8)】



点呼は安全運行の
スタートです
チェックはしっかり
行いましょう



運行管理者



ドライバー

- 対面点呼では、適切な距離を確保する

- アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置及び、換気を徹底する



- 運行管理者はマスクの着用と、点呼前後の手洗いを徹底する



- ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）が出来ているかを確認する

- 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調を確認する



- 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする



- アルコール検知器をこまめに除菌することや、複数の携帯型アルコール検知器を使用する

*23ページ Q&Aの3において、新型コロナウイルスに対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項を参考にしてください

全日本トラック協会
新型コロナウイルス感染症予防
対策マニュアル【本編】より

新しい対面点呼の形態



点呼執行者側システム



点呼測定者側システム

現在、輸送安全規則でも安全な点呼として認可されている、『IT点呼のシステム』を活用した新しい点呼形態をとれないだろうか。

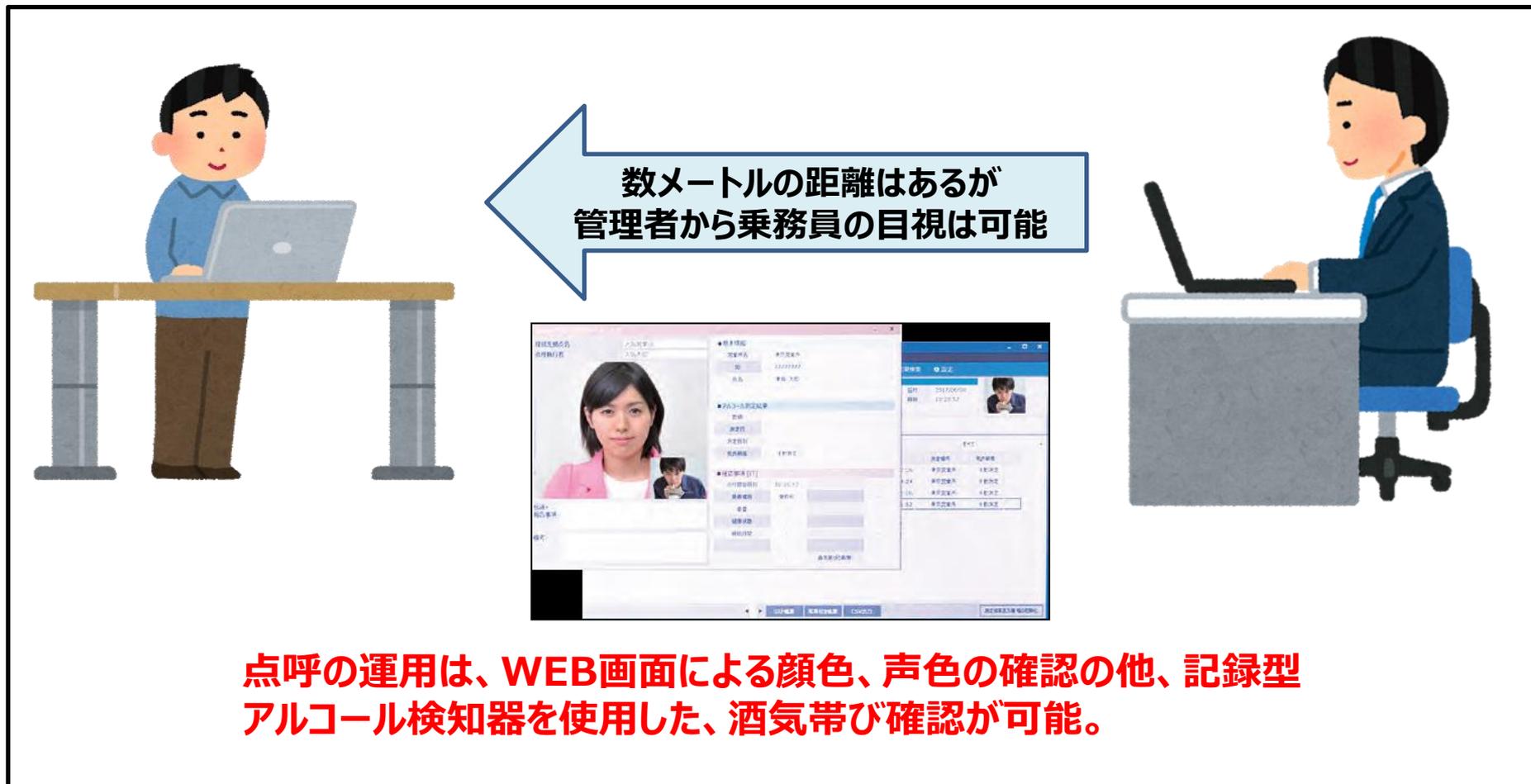
同一拠点内でIT点呼システムを活用した場合



**通常の対面点呼に比べ、点呼者と点呼執行者の距離が
離れることにより感染リスクを低減させる安全な点呼が可能**



ソーシャルディスタンスを保つ、新しい点呼のケース ～運用は同一室内の点呼に限る～



この場合、IT点呼機器は運用するが、**目視も可能な対面点呼**

『ソーシャルディスタンス点呼システム（SD点呼システム） 導入メリット

- ✓ 感染症予防観点で対面点呼時の距離を広く開けた場合、互いの声が聞き取りにくく、会話が困難であったり、相手の表情を十分に確認出来なくなるなどの安全確認上での問題点をこのシステムの通話機能で解消する事が可能である。
- ✓ 対面点呼の法令上の定義ではその距離について特に言及はしていないため、管理者と被点呼者が相手を認識可能な距離を保ちつつ点呼を行う事は法令上合法と言えるが、実際にそのような対面点呼を行う際にも、システムにより安全を担保する事が可能となる。
- ✓ 点呼アプリケーションの持つ、データの保管性や点呼簿作成等の機能も活用可能となり、本来の対面点呼業務を考えた場合にも利便性などのメリットが享受できる。
- ✓ 今後、点呼法令自体が緩和される可能性もあり、単なる感染予防という使用方法以外にも、広いエリアでの使用が可能になる可能性もある。

バス、トラック、タクシー等、全ての 運輸事業者様へ



コロナ禍において、感染の防止と安全を守る点呼の実施は、全ての運輸事業者様にとって、重要なテーマだと思われます。
今まで、IT点呼になじみになかった皆様も、今回のシステムを是非お試しください。